

00608

鳥取縣公報

昭和十八年二月五日

金曜日

第千四百五號

縣令

目次

◆鳥取縣令第十五號

防空法施行細則左ノ通定ム
昭和十八年二月五日

防空法施行細則

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條 防空法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條第二項但書ニ依ル區域ハ市街地建築物法施行區域及西伯郡境町、上道村、餘子村、外江村、渡村、中濱村、大篠津村、和田村、崎津村、富益村、夜見村、彦名村ヲ除キタル地域トス

第二條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ所轄警察署長ヲ經由スベシ

- 青少年よ! 敢然義勇軍に志願せよ..... 二頁
- 糜業試驗場糜業講習生募集..... 一頁
- 其の他..... 一頁
- 彙報
- 告示
- 防空法施行細則制定..... 一頁
- 小作料統制令ノ規定ニ依ル證票交付..... 一頁
- 同 證票返納..... 一頁
- 產婆登録名簿訂正並取消者..... 一頁
- 素燒陶器ノ販賣價格指定中改正..... 一頁
- 蘭糸調查員嘱託及解囑..... 一頁
- 中小商工業再編成協議會規程中改正..... 一頁
- (休沐ニ當ル) 每週曜日發行 (時ヘ翌日)
- 第一千四百五號 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00609

- 一 申請書ノ住所、職業及氏名、法人ニ在リテハ名稱、事務所
々在地及代表者ノ氏名

二 設置ノ場所

三 製造、貯藏又ハ處理物品ノ種類及最大數量

四 建築物又ハ設備ノ構造、仕様書及圖面

五 周圍ノ狀況ヲ示ス圖面(設置ノ場所ヨリ一千メートル以上)

六 作業又ハ處理ノ方法

七 設置ノ目的

八 工事着手及竣功豫定期日

九 建築從事者ノ住所、氏名又ハ名稱

前項ノ申請ニシテ支障ナシト認ムルトキハ副本ニ第一號様式ニ

依ル建築許可證印ヲ押印シテ申請者ニ交付ス

市街地建築物法、木造建物建築統制規則ノ適用ヲ受クル建築物

ニ在リテハ當該申請書類ニ第一項ノ所要事項ヲ記載シテ之ヲ併

頗スルコトヲ得ズ

(イ) 宮離宮又ハ御陵ヨリ 一、〇〇〇メートル以上

減スルコトアルベシ

- 第五條 前條第一項ノ建築物ハ左ノ構造ト爲スベシ
- 一 平家建トナスコト

二 別表甲ニ屬スル物品ヲ貯藏、處理ニ供スル場合ハ建築物ノ建築面積ハ六十平方米以下トシ乙ニ屬スル物品ヲ取扱フ場合ハ二百平方米以下トスルコト

三 製造ノ用ニ供スル場合ハ一建築物ノ建築面積ハ六百平方米以下トスルコト

四 外壁、床又ハ隔壁ハ耐火構造トナスコト

五 屋根ハ耐火構造トナスコト但シ爆發ノ虞アル不安定ナル物品ヲ取扱フ場合ハ特ニ輕量ナル不燃材料(金屬板ヲ除ク)トナスコト

六 窓、出入口ノ開口部ハ内部ニ網人不透明硝子ヲ外部ニ甲種建築物若ハ別表乙ニ屬スル物品ヲ貯藏スル建築物ニシテ危

七 有効ナル避雷設備ヲナルコト

八 地上槽ニ在リテハ貯藏容量ニ等シキ漏油ヲ收容シ得ベキ防火戸ヲ設クルコト

九 地下槽(地下室又ハ地下施設ヲ含ム)ニ在リテハ覆土厚ヲ一メートル以上トナスコト危險物ノ製造又ハ處理ニ供スル建築物若ハ別表乙ニ屬スル物品ヲ貯藏スル建築物ニシテ危

(ロ) 特ニ重要ナル發電所、堤防、港灣、水道又ハ瓦斯事業場、飛行場、橋梁、兵營、工場、停車場、中央卸賣市場、電氣通信施設其ノ他爆擊目標トナルベキ重要施設

ヨリ
水道又ハ瓦斯事業場、飛行場、橋梁、兵營、工場、停車場、中央卸賣市場、電氣通信施設其ノ他爆擊目標トナルベキ重要施設

00610

00611

第九條 建築中ハ工事場ニ第三條第二項ノ建築許可證印アル副本ヲ備ヘ置キ當該官吏又ハ吏員ノ要求アリタルトキヘ之ヲ提示スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

品名	種屬	第一數量	第二數量
火薬	甲	五、〇〇〇匁	一、〇〇〇匁
爆薬	同	二、〇〇〇同	六、〇〇〇同
銃用實包空包	同	二、五〇〇、〇〇〇個	七、五〇〇、〇〇〇個
工業用雷管	同	六〇〇、〇〇〇同	一、三〇〇、〇〇〇同
鹽素酸鹽類	同	一〇、〇〇〇匁	四〇、〇〇〇匁
過塩素酸鹽類	同	一〇、〇〇〇同	三一〇、〇〇〇同
硝酸鹽類	乙	四、〇〇〇同	一六、〇〇〇同
黃磷	甲	八、〇〇〇同	三二、〇〇〇同
赤磷	同	八、〇〇〇同	三三、〇〇〇同
硫化磷	同	五〇〇同	一七〇〇〇同
金屬カリウム	同	五〇〇同	二一〇〇〇同
金屬ナトリウム	同	一〇、〇〇〇同	一〇、〇〇〇同

キシリール	同	四〇、〇〇〇立	一六〇、〇〇〇立
ビクリン酸	同	四〇、〇〇〇匁	一六〇、〇〇〇匁
テレピン油	同	四〇、〇〇〇立	一六〇、〇〇〇立
第一種石油	同	一六、〇〇〇同	六四、〇〇〇同
第二種石油	乙	四〇、〇〇〇同	一六〇、〇〇〇同
第三種石油	乙	五〇、〇〇〇包	一一〇、〇〇〇包
液体ガス	甲	三〇、〇〇〇匁	一〇、〇〇〇匁
石炭ガス	同	三〇〇立方米	一、二〇〇立方米
壓縮ガス	同	一〇〇、〇〇〇匁	一一〇、〇〇〇匁
燐寸	同	四〇、〇〇〇同	四〇、〇〇〇同
セルロイド	乙	三、〇〇〇匁	一、六〇〇、〇〇〇同
マグネシウム	甲	三〇〇立方米	一、二〇〇立方米
カーバイト	乙	一〇〇、〇〇〇同	一、一〇〇、〇〇〇同
過酸化水素水	同	一〇〇、〇〇〇同	一〇〇、〇〇〇同
過酸化カリ	同	一〇、〇〇〇同	四〇、〇〇〇同
過酸化ソーダ	同	一〇、〇〇〇同	四〇、〇〇〇同
過酸化バリウム	同	一〇、〇〇〇同	四〇、〇〇〇同
二硫化	同	八、〇〇〇立	三七七〇〇立

00612

メタノ	同	一一〇、〇〇〇同	八〇、〇〇〇同
アルコール	同	四〇、〇〇〇同	一六〇、〇〇〇同
エーテル	同	八、〇〇〇立	三一、〇〇〇立
アセトン	同	四〇、〇〇〇同	一六〇、〇〇〇同
醋酸エステル	同	四〇、〇〇〇同	一六〇、〇〇〇同
ニトロセルローズ	同	一、〇〇〇匁	四、〇〇〇匁
ベンゾール	同	一一〇、〇〇〇同	八〇、〇〇〇同
トルオール	同	一一〇、〇〇〇同	八〇、〇〇〇同

備考

「タール」類ノ分溜油、原油ノ分溜製品(殘渣ヲ含ム)及其ノ分解製品並ニ天然「ガス」ノ分離製品ニシテ當溫ニ於テ液狀ヲ爲スモノヲ謂フ

石油ニシテ「アーベル」又ハ「ベンズキー・マルテンス」閉塞發焰試驗器ヲ用ヒ七六〇耗ノ氣壓ニ於テ攝氏二十一度未滿ノ溫度ニテ發焰スルモノヲ第一種、二十一度以上七十度未滿ニテ發焰スルモノヲ第二種、七十度以上ノ溫度ニ達セザレバ

發焰セザルモノヲ第三種トス

二 犀寸一包トヘ普通犀寸十個入ヲ謂フ

第一種郵便物認可
建築物竣功檢査證明書印
第一號

建築許可證印

第一號樣式

建築許可證

昭和年月日

建築許可證

鳥取縣

第年月日



告示

◇鳥取縣告示第六十三號

小作料統制令第十條ノ規定ニ依ル證票ヲ左記ノ者ニ交付シタリ

昭和十八年二月五日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

產送登録名簿ノ訂正並取消者左ノ如シ
前住所並開業地 鳥取市立川町二丁目五九番地
新住所並開業地 八頭郡中私都村大字市場二九八番地ノ一
昭和十八年一月十五日住所並開業地變更ノ爲同日付名簿訂正方出
願ニ對シ同年同月二十五日訂正

昭和十八年二月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前本籍 鳥取縣日野郡江尾村大字久連一四五番地
新本籍 鳥取縣米子市道笑町二丁目二二番地

昭和十七年十二月十一日轉籍ニ依リ同年一月十四日付名簿訂正方出
願ニ對シ同年一月二十五日訂正

衣笠 節

第一號 地方小作官 平川昌三
第二號 地方技師 大西保英
第三號 同 各務武雄
第四號 鳥取縣屬 寺谷政義
第五號 同 中尾鹿藏
第六號 鳥取縣小作官補 谷尾憲藏

◇鳥取縣告示第六十四號

地方小作官松島淳、鳥取縣小作官補各務武雄小作料統制令第十條
ノ規定ニ依ル證票ヲ返付セリ

昭和十八年二月五日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

生田恆子

住所並開業地 東伯郡社村大字横田四一五番地ノ二地
昭和十七年十一月十日死亡ニ依リ昭和十八年一月二十日付名簿取
消方出願ニ對シ同年同月二十五日取消

石龜芳

出合

◇鳥取縣告示第六十六號

昭和十七年十二月鳥取縣告示第八百二號(素燒陶器ノ販賣價格指
定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十八年二月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

10.28

◇鳥取縣告示第六十八號

鳥取縣中小商工業再編成協議會規程中左ノ通改正ス
昭和十八年二月五日

10.28

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第七條中「經濟部長」ヲ「縣單位ノ部會ニ在リテハ内政部長ヲ郡
單位ノ部會ニ在リテハ所轄地方事務所長」ニ改ム

「大谷上素燒陶器」トアルヲ「大谷上神素燒陶器」ニ改ム

大和風呂ノ規格中「高〇、六七」ヲ「高〇、五七」ニ「高〇、六
三」ヲ「高〇、五三」ニ「高〇、五〇」ヲ「高〇、四〇」ニ改
ム

二ノ項中東伯郡社村ノ次ニ「灘手村」ヲ加フ

◇鳥取縣告示第六十七號
昭和十八年二月五日
蘭絲調查員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十八年二月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十八年二月五日

10.28

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十八年鳥取縣種馬檢定計畫

明ヶ三歳以上
馬ノ補種検査
第一班

検定期日 檢查區域 檢查定場ノ位置 檢查ノ區分
三月三日 後 縣 市 郡 町村 檢查定場ノ位置 檢查ノ區分
鳥取 米子市一圓 米子市家畜市場

嘱託蘭絲調査員名
署員氏名
査員氏名
番號
郡市町村名
執務
場所
年月日
中原貞男
西村喜代治
一七
町蒲生村
役場
岩井町
昭和十八年二月五日
一月三十日
午後
縣
郡
市
町村
檢査定場
明ヶ三歲以上
馬ノ補種
検査

青年よ

敢然義勇軍に志願せよ

—青少年義勇軍應募案内—

青少年義勇軍はその綱領に於て
「我等義勇軍ハ天祖ノ宏謀ヲ奉ジ、心ヲニシテ追進シ、身ヲ
以テ滿洲建國ノ聖業ニ捧ゲ、神明ニ誓ツテ 天皇陛下ノ大御
心ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス」

00615

滿洲國が民族協和、王道樂土の顯現を理想として建國されてより茲に十一年、躍進に躍進を重ねて今や自他共に許す東亞の雄邦となつたのであるが、しかも我が國との關係はいよいよ密接となり、一億一心の盟邦として共に相携へて東洋の平和、人類の福祉の爲に邁進してゐる。

然るにこの盟邦滿洲國に於ける民族協和の核心として、多數優秀なる人物が彼の地に移り住み、其の中核となつて自ら率先して勵を示し、沃土を開拓して産業を増強し、國防を充實し併して眞に指導的な地位に立つて魂と魂との觸れ合つた精神的な融和を圖り、其の建國理想の達成に貢献することは實に我々大和民族に課せられた大使命である。

此の意味からいつてこの新らしい國新らしい土地に、新らしい人たる我が青少年が率先海を越えて定住し、若々しい意氣と力を以て此の大事業に參畫協力することは、最も相應しく最も意義あり、且つ何より大切な急務なのである。

に對し、後特別の措置によるものであつて、この本縣送出国青少年のみによ、中隊編成といふことが、如何に送出青少年の教育其の他に好結果を得てゐるかは想像に餘りある處であら。

青少年諸君よ、奮つて義勇軍に志願せよ。滿洲開拓民の將來性や實情については昨年八・九月の交、本欄に於て相當詳しく述じたのであるが、その搖籃たる青少年義勇軍の送出については諸君の自覺と父兄各位の理解に俟たねばならぬ。切に諸君並に各位の奮起を望む次第である。

◎ 應募案内

△ 應募資格

(一) 年齢 數へ年十六歳(早生れは十五歳)から十九歳

(但し十二月一日以降生れの者に限り二十歳

でも差支なし)迄の者。

(二) 健康狀態 身体が強壯で、現地に於て共同生活並に農耕ばならぬが、職歴の如何を問はぬ。

に從事し得ることが必要である。從つて醫者が診て呼吸器又は心臓が悪いとか、胸氣があるとか、神經系の疾患があるとか、痙攣、重症トロホーム其の他悪性傳染性疾患のある者は

と宣してゐるのであつて、常にこれを實踐し心身を鍛錬陶冶して大東亞共榮圈の主軸たる日滿一体、高度國防國家完成への根基に培ひ、民族協和の中核として滿洲國の成生發展に寄與する各種開拓民、特に開拓農民としての資質を育成してゐるのであつて、まことに青少年義勇軍こそ日本青年の活きた模範であるばかりでなく、東洋平和の活きた前衛とも謂ふことが出来るのである。

今やこの滿洲開拓青少年義勇軍運動は、展開以來茲に第一期五ヶ年計畫の完了を見て、本縣送出人員は實に千六百有餘名に達し其の數に於て其の質に於て、將又其の訓練成績に於て斷然他府縣を凌駕してゐるのであつて、關係當局始め縣民各位の國家的自覺と、熱烈なる信念による協力に據るものとして、洵に喜びに堪えぬところである。

そして本年度は第二期五ヶ年計畫の實施初年度に當り、義勇軍十三萬送出国目標に基く一萬五千名送出を確定せられ、本縣に於ては二ヶ中隊五百名を送出すべきこととなつてゐるのであるが、この一ヶ中隊二百五十名編成二ヶ中隊の送出は、本縣の實績として、

(四) 其の他 父兄の承諾のあることが絶対に必要であるが本人自身も我が大和民族の先驅として大陸經營の第一線に進んで立つだけの鞏固な意志と滿洲に骨を埋める決心を有してゐる者でなければならぬ。

△ 應募手續

希望者は居住地の市町村長・國民學校長・青年學校長又は青年團長に申出で、其の推薦を得て左の書類を市町村長を經由して縣に提出すればよい。

イ、願書
ロ、身上調書
ハ、戸籍抄本
二、通

右の用紙は市町村役場・國民學校・青年學校に備付けてある。

があつて後、その採否が決定される。なほこの詮衡會場への旅費は縣から左の通り支給される。

イ、汽車又は船に乗つた場合

三等又は最下級往復運賃

ロ、乗合自動車、馬車等に乗つた場合

陸路の往復が三里以上に亘る場合は一里につき二十銭の範圍で其の實費

◎ 合格後の訓練

右の説明に合格すれば茨城縣内原にある滿蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所で三ヶ月以上の内地訓練を受けるのであるが、この際郷里より縣の集合場所までの旅費は、説明の際に準じて支給されその後必要な費用は一切政府で負擔されるから別に金錢を持つ必要はないが、満洲の現地到着までの雜用費として五圓以内の小遣錢を持参しても差支へない。

△ 内 地 訓 練

内原に於ける内地訓練は、日輪兵苦に收容して簡素を旨とした自治的共同生活によつて義勇軍たる資格が鍛磨せられるのであつて、尙訓練生中から適格者として選ばれた者は、他日開拓地の農村建設に役立つ爲に衛生・建築・榮養・縫工・蹄鐵・釀造・喇叭隊等その素質に應じて特技訓練が行はれる。

かくて無事内地訓練が終ると所定の被服・携帶品等を支給され中隊毎に、隊員に引率されて、いよいよあこがれの満洲に渡つて現地訓練に配屬される。

△ 現 地 訓 練

現地訓練所では義勇軍綱領の精神によつて、神社を中心とする一大家族主義の下に、日常生活を通じて皇道精神を鍛磨すると共に満洲の氣候風土・衣食住に順應せしめ、健全なる生活様式を創造し他面原住民との協和を實践する生活訓練、警備及び戰闘の軍事的基礎訓練を主とし、且つ武道・体育等を行ふ軍事訓練、農耕を通じて農民魂を鍛錬すると共に満洲農業に關する知識技能を得せしめて、將來開拓農民たる創意と工夫力を修得せしめる。農事訓練、訓練生の身心發達に適應した班編成の下に皇民科・理數科・農業科・並に訓練所所在地の狀況に應じて満洲語・ロシヤ語・蒙古語等を教授する教學訓練が行はれる外、耕種・畜産・林業・農產加工・トラクター・トラック・建築・土木その他の特技者を養成する特技訓練が行はれるのであつて、前期一年間を基本訓練期間とし、後期二年間を實務訓練期間として、概ね三農年の間に行はれ、理想農村建設の爲必須な各種の訓練が行はれるのである。

◎ 訓練修了後

現地訓練を終了した者は原則として政府の補助金を受けて建國農民となり、一戸當り十町歩の耕地と若干の團協用地を有する農村を作るのであるが、その内特技訓練を受けた者は其の技能を

鳥取縣蠶業試驗場

蠶業講習生の募集

▲ 募集要項
縣蠶業試驗場では、昭和十八年四月入學せしむべき蠶業講習生を左の要項により募集する。

一、所在地 東伯郡日下村大字上井（驛より約五丁）
二、目的 蠶業に關する學理技術を受け、農村に於ける蠶業中堅指導者を養成するを目的とする。
三、教授及訓練課程

修身公民科・國民道德要旨、公民心得
普通學科・國語、國史、數學、理科

修身公民科・國民道德要旨、公民心得
普通學科・國語、國史、數學、理科

(一) 考査場及び期日左の如し
考査場 本場、蠶業取締所鳥取、郡家、米子、黑坂各支
期 日 昭和十八年三月三十一日

七、選拔考査、場所、期日
選拔考査は口頭試験による

但し市町村長、國民學校長、青年學校長の推薦あるものは優先的に入学を許可す。

八、願書提出期限及方法

(一) 提出期限 昭和十八年三月二十日
(二) 方 法 入學願書に履歴書を添へ提出すること。但し推薦に依るものは願書の餘白に推薦を受くべし。

2、實習用費 約四圓
3、授業料 徵集せず
4、寄宿舍賄費 月十圓内外

但し手當として年額三十六圓を支給す

二、青年學校關係

青年學校と同等以上の施設として認可せられ、在學期間は本科各學年の一年に相當す。

00619

九、願書様式

入學願

私議貴場蠶業講習部講習科志願ニ付入學御許可相成度別紙履歴書

相悉ヘ此段相願候

受驗場所

年 月 日

現住所

氏

名

②

鳥取縣蠶業試驗場長岡本章殿

△備考

一、所要經費

1、書籍費 約五圓

◎週報・寫眞週報掲載內容 (一月三日發行)

▲週 報

○總理大臣の議會演說

○新增稅案の解釋

○権柄外交の進展

○戰爭と科學技術

○出しませう慰問文慰問袋

○戰爭下の子供の駆け方

○強化される電力の消費規正

◎寫眞週報

○全軍では米英との死闘がくりかへされてゐるのだ

(第一線に於ける我が將兵の苦闘)

○米英レコードを街から家庭から叩き出さう

(排棄すべき敵性レコード一覽表)

○看板から米英を抹殺しよう

○日本人に賣る日本商品らしからぬ商標レッテルを獨々

○日獨伊經濟協定成る

○不用品交換で産み出す貯蓄

一記事 大妻コタカ

○前線寫眞通信二題

其の一 墓土から立ち上つた死闘

其の二 古戰場に豪勢な肩鐵回收

◎行旅死亡人

◆ ◆ ◆

北海道函館市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當

ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、年齢、性別、職業不詳、氏名不詳、

00621

◎行旅死亡人

北海道函館市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當
ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、年齢、性別、職業

不詳(自稱) 川向榮吉 六十三歳

二、相貌、特徵

身長五尺位額長ク額廣ク眉毛、目鼻、口、耳

各並、額長ク頭髮一寸位、鼻下及額ニ疣アリ、右

上膊ニ(鳥居印)前膊ニ(棒ニ三星印)ノ入墨

アリ

三、著衣及所持金品

破レシコート一、淺黃夏上著一、メリヤス上

下、印判天股引一、黒學生帽子一、所持金品ナシ

四、假埋葬年月日及場所

昭和十七年十一月十四日函館市山脊泊共同墓地

備考

右ハ昭和十七年八月二十九日ヨリ行旅病人トシテ救護中ナリシガ

十一月十一日死亡ニ依リ假埋葬ス

備考

右ハ昭和十七年十一月十四日函館市山脊泊共同墓地

備考

右ハ昭和十七年十一月十日市内金堀町一〇一番地奥村力太郎方物
置内ニ行倒シ居リシヲ收容救護中十一月十一日死亡シタルニ依リ

假埋葬ス

昭和十八年二月五日印刷
昭和十八年二月五日發行

發行者 鳥取市東町
印刷所 鳥取刑務支所
鳥取縣氣高郡大正村大字古海